

在宅医療後方支援体制整備事業について

(医療健康局地域医療課)

1 事業概要

(1) 現状と課題

- ・在宅患者やその家族が安心して在宅での療養を選択するために、後方支援体制[※]の整備が急務。
- ・在宅医療の後方支援体制の整備として、地域において柔軟に対応が可能な有床診療所の体制強化が不可欠。

※ 在宅への円滑な移行、急変時の受入れ、レスパイトの受入れなど

(2) 事業内容

区分	内 容
助 成 先	在宅医療を行う有床診療所のうち、補助申請の前月末時点で未稼働病床がある診療所
対 象 経 費	<p>夜間・休日対応のために、医師又は看護師を新たに雇用した場合の人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加した病床にかかる診療報酬による収益を考慮し、補助額を控除
補助基準額	<p>〔医 師〕 休日：50 千円／日、夜間：70 千円／日 〔看護師〕 休日：20 千円／日、夜間：28 千円／日</p>
補 助 率	県：1／2、事業者 1／2
補 助 期 間	<p>保健医療計画中間見直しに準じて3年間 〔～H32（2020）年度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加した病床が安定的に稼働したと判断された時点で補助終了

詳細は、別途作成する補助要綱による

2 地域におけるコンセンサスの確保

(1) 地域における有床診療所の必要性の合意

◆地域包括ケア推進ネットワーク会議(圏域)、地域医療構想調整会議(圏域) ・医療と介護を併せた利用が可能な有床診療所の必要性について、地域内で合意を得る。	スケジュール
	H30.2月



(2) 各地域における在宅医療後方支援体制の整備に係る検討

◆各地域で、在宅医療の後方支援体制の整備方針を検討 ・地域内の医療・介護資源を考慮し、地域包括ケアシステムの構築に向け、効率的な後方支援策(有床診療所の活用、在宅療養支援病院の活用等)を検討する。 (参考) ・平成29年3月の医療法施行規則の一部改正において、平成30年4月から地域包括ケアシステムの構築に必要な有床診療所について、病床過剰地域においても、届出により設置可能となった。 ⇒ <u>地域包括ケアモデルの有床診療所の活用を促進していく。</u>	スケジュール
	H30.4-7月 (郡市医師会、市町、保健所が連携)



(3) 地域におけるコンセンサスの確保

◆地域包括ケア推進ネットワーク会議(圏域)、地域医療構想調整会議(圏域) ・各地域で検討した在宅医療後方支援策について、圏域会議の中で、必要性について協議を行い、同意を得る。 ・2回目以降は、事業の進捗状況の報告や助言をもらい、地域において求められる機能の確保を図る。	スケジュール
	H30.8月 (年2-4回開催)



(4) 有床診療所に対する支援

◆在宅医療後方支援体制整備事業(56,000千円:5施設) ・有床診療所の機能強化及び経営安定化における一番の課題である、夜間及び休日の医師、看護師の人員費の一部を助成する。 (参考) ・H29年度から「在宅医療提供施設整備事業」において、在宅医療を行う有床診療所の施設・設備整備に係る経費の一部を助成している。	スケジュール
	H30.10月~ (H32年度迄)

(参考:有床診療所に関する医療法施行規則の一部改正)

- ・平成29年3月の医療法施行規則の一部改正により、平成30年4月から、「地域包括システムの構築のために必要な診療所」の病床新設が届出で可能となった。
- ・これまでの、許可制度では、病床過剰地域での有床診療所の新設は困難であったが、周産期医療やへき地医療等と同様に、県医療審議会の意見を聴いて、地域での必要性が認められる場合に、療養病床又は一般病床を設けることが可能になっている。